

委任状（住民異動届用）

注意事項 ※必ず確認してください。

- 委任する人が全て記入してください（★にチェックした場合を除きます）。
- 鉛筆や消えるボールペン等の消すことができる筆記用具は使用しないでください。
- 記入漏れや記入誤り等不備がある場合、手続きできません。
- 委任状があっても、住民異動届に不備がある場合、手続きできません。そのため、代理人は、委任する人に住民異動届の記入事項（異動日、新住所、世帯主の氏名、異動者全員の氏名・生年月日・続柄など）をよく確認した上で届出してください。
- この委任状は住民異動届以外の手続きには使用できません（証明書の請求、マイナンバーカードの更新など）。
- 委任する人が病気等で意思確認できない状態の場合、委任状による住民異動届はできないため、戸籍住民課届出窓口グループ（059-382-9132）にお問い合わせください。
- 虚偽の届出や委任状の偽造は、法により罰せられます。

(宛先) 鈴鹿市長

[illegible]

委任する人

署名	
生年月日	☐ 西暦 ☐ 昭和 ☐ （ ） 年 月 日 ☐ 大正 ☐ 平成
住所	※住所変更を委任する場合は、変更前の住所を記入してください。
電話番号	

代理人

氏名	
住所	

★あてはまる場合はチェックしてください。 ※委任する人が身体的な理由で記入不可能な場合に限りま。

☐ 委任する人は怪我、病気、高齢またはこれに類する身体的な理由により記入ができないため、代理人が、委任する人の前で、委任する人の意思を確認し、代筆しました。